

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この方針は、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）の情報システムが取り扱う個人情報及び行政運営上重要な情報の破壊、改ざん又は外部への漏えい等が生じた場合の被害の重大性に鑑み、本委員会の保有する情報資産を様々な脅威から防御し、本委員会の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な事項を定め、もって道民の財産及びプライバシーの保全並びに安定的な道行政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電子データで構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 電子データ

電子的方式、磁氣的方式、光学的方式等の方式により記録された情報をいう。

(4) 情報資産

本委員会が使用し、所有し、又は管理する次に掲げるものをいう。

① 電子データ及びこれを記録するための媒体

② 電子データを処理又は伝送するための設備及び機器

③ プログラムのライセンス及びその権利を証明するための部材

④ ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備

⑤ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（電子データを入力するための帳票など、印刷した文書を含む。）

⑥ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(5) 情報セキュリティ対策

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 情報セキュリティポリシー

この方針及びこの方針に基づき定められた情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性

情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報へのアクセスを認められた者が、必要なときに中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) その他の関連規程等

情報セキュリティ対策に関する施策、措置、手順等を定めた規程のほか、通知及び各管理者によるその他の指示事項をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃及び部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用対象)

第4条 この方針は、漁業法（昭和24年法律第267号）第147条に基づき設置された本委員会に適用する。

2 この方針は、前項の機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員に適用する。

(組織体制)

第5条 情報セキュリティ対策の統一的な取組みを確保するため、本委員会において必要な組織体制を整備する。

(職員の基本的責務)

第6条 職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識するとともに、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティ対策に係る法令、情報セキュリティポリシー及びその他の関連規程等を遵守しなければならない。

(責務の違反)

第6条の2 前条の責務に違反した職員は、当該違反の重大性、違反時の状況等に応じて、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分等の対象とされる。

(評価及び見直し)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。また、情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準等の準用)

第10条 この方針に基づく対策等を実施するために必要となる具体的な事項については、北海道総合政策部長が定める北海道情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）及びその他の関係規定を適用する（内容上知事部局のみに適用される規定を除く。）。

2 前項の対策基準の適用に当たり必要な語句の読み替えについては、事務局長が別途定めるところによる。

3 対策基準第13条の情報セキュリティ委員会については、事務局長がこれに対応するものとする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。